

# 少年事件（付添人活動）—基本知識とノウハウと魂と

## 第1部 「こちら石田法律事務所・・・本日もてんこ盛り？」

### 📌ポイント解説編

**シーン1**※ 文中「法」とは、特に断りがなければ「少年法」を指します。

#### \* 全件送致主義とは

少年事件では「犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、」すべて家庭裁判所に送致しなければならないことになっています（法41条、42条）。

逆に言えば、嫌疑がないとして家庭裁判所に送致しないということはあり得ます。

よって、この場合、検察官と、嫌疑の有無や送致罪名、送致日、勾留延長について交渉することとなります。

在宅事件などで送検前であれば、送検自体がなされないこともあります。

#### \* 少年事件における勾留の実態

法43条3項は「やむを得ない場合でなければ」勾留請求できないと規定していますが、成人同様に勾留請求がなされているのが実態です。勾留に代わる観護措置（法43条1項、17条1項）が採られることはめったにありません。

しかし、弁護人として少年が勾留されないよう、あるいは勾留されてもその期間ができる限り短くなるように、検察官に働きかける等最大限努力すべきでしょう。

### **シーン2**

#### \* 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連絡制度」に係る協定について

東京都は、逮捕事案、ぐ犯少年送致事案、その他非行少年等、及び少年の被害にかかる事案で警察署長が学校への連絡の必要性を認めた事案につき、警察から学校へ連絡をするという協定を結んでいます（<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr040409.htm> 参照）。

東京都内の多くの市区町村でも、同様の警察・学校相互連絡協定を締結しています。

そのため、少年が都立高校や市区町村立中学校等に所属している場合、逮捕等の事実については、警察から学校に連絡される可能性があります。

なお、私立学校の場合は、当該学校が警察と個別に協定を結んでいるかによります。

### **シーン3**

## \* 逆送について

2000（平成12）年少年法改正前は、16歳未満の少年については検察官送致（逆送）が認められていませんでしたが、2001（平成13）年4月以降、14歳以上のすべての少年について刑事処分相当と認めるときは逆送が可能になりました（法20条1項）。

また、①故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件で、②犯行時に16歳以上であることの要件を満たせば、原則として逆送しなければならないとされました（法20条2項本文）。

なお、これら逆送決定に対しては、それによって直ちに少年の実体的な権利関係に変動を生じさせない中間処分であるという理由で抗告は認められていません。

### 👉ぶらすわん

## \* 2007(平成19)年改正について

2007年（平成19年）の少年法改正において、触法少年（14歳未満で刑罰法規に触れる行為をした少年）にまで警察の調査権限が拡大されました。これに伴い、調査の際の、触法少年及び保護者の付添人選任権が認められました。

その他、同改正のポイントは、以下のとおりです。

- ① 決定時に14歳未満の少年もおおむね12歳以上であれば少年院送致が可能になった（改正法24条1項）。
- ② 保護観察中の遵守事項を守らなかったことをもって、少年院送致が可能になった（改正法26条の4）。
- ③ 家庭裁判所は、従前の検察官関与決定事件に加えて、死刑または無期、もしくは2年以上の懲役、禁固にあたる罪を犯したとされて少年鑑別所に送致された少年にも弁護士付添人を付けることができるようになった（改正法22条の3、2項）。

## \* 被疑者段階の少年弁護活動の特徴・勾留延長

被疑者段階の弁護活動は通常の刑事弁護と基本的に共通します。ただ、少年は、被暗示性、被誘導性が強く、成人よりもよりいっそう虚偽自白をして調書を作られてしまうおそれが高いため、できるだけ早く接見に行く必要があります。

なお、少年被疑者の場合、勾留延長については、準抗告による却下や期間短縮が成人に比べて認められやすいように思われるため、努力する価値は十分にあります。

## シーン4

### **\* 家裁送致に向けた活動**

少年事件の場合、勾留満期日以前に家裁送致されることもよくあるので、検察官に問い合わせ、確認しておきます。特に、観護措置不相当と思われる事件の場合には、事前に意見書を用意し、裁判官と面接しなければなりませんので、家裁送致日を正確に把握し、日程を確保しておく必要があります。

観護措置は、少年を少年鑑別所に収容して身柄の保全をしながら少年の行動観察及び心身の鑑別を行う措置ですから、その要否の判断要素は、緊急な保護の必要性や心身鑑別の必要性の有無ということになります。

よって、意見書の中では、観護措置の必要性を上回る具体的な不利益（たとえば、試験を受けられなくなり留年・退学に至る、あるいは就業先より解雇されるなど）を指摘する必要があります。

### **\* 家裁送致日の活動**

観護措置を避けたい場合、付添人は、審問手続前の調査官、裁判官面接にて、観護措置に関し意見を述べることとなります。

東京家裁本庁であれば、家裁送致当日の午後1時ころまでに、保護者を同行して、東京家裁9階事件係受付に出頭し、付添人選任届と意見書を提出します。所定の用紙に、裁判官、調査官、少年と面会希望と記載し、地下2階の待合室にて待機します。

付添人選任届と意見書は、家裁送致日当日（前日は不可）早めに事件係に持っていけば、事実上「預かる」扱いがなされています。

### **\* 観護措置決定後について**

観護措置がとられた後、少年は少年鑑別所に押送されます。

東京家裁本庁の場合、集団バスで練馬（地下鉄有楽町線氷川台駅から徒歩10分）にある東京少年鑑別所に押送されますが、到着が夜遅くなるため、当日の面会は不可能です。

東京少年鑑別所の面会時間は平日午前8時30分から12時（受付は午前8時30分から午前11時30分）、午後1時から5時（受付は1時前から午後4時30分まで）となっています。

初回面会であれば、休日が連続する場合（土曜日を含む）には、土曜日に限らず休日のいずれの日程においても平日と同じ時間帯で面会が可能です（事前の電話連絡が必要。事前連絡の受付時間は当日午後3時30分までとなっていますが、前日までに連絡することが望ましい）。

2回目以降の面会は、原則、土曜日の午前中のみ認められていますが（当日午前11時までに事前連絡が必要）、事情により土曜日の午後や休日にも認められることはあります（平成12年4月21日法務省矯正局「弁護士接見について（骨子）」及び「弁護士接見について（骨子）」の解釈及び運用細目について参照）。

## シーン5

### \* 少年事件の管轄と移送について

少年保護事件の土地管轄は、行為地、住所・居所又は現在地となっていますが（法5条1項）、行為地の家庭裁判所に事件が係属しても、少年の保護のために必要と判断されれば比較的簡単に少年の住所地に移送決定が出されます（法5条2項）。

よって、少年の住所地が送致される家裁の管轄外にある場合には、少年の住所地を管轄する家裁に移送されたときでも付添人として活動ができるか受任時に予め検討しておくことが必要です。

### \* 観護措置決定に対する異議申立てと観護措置取消請求

従前、観護措置決定に対する不服申立て手段はありませんでしたが、2000（平成12）年の少年法改正により、観護措置決定に対する異議申立てが認められるようになりました（法17条の2）。異議申立てを行うと、観護措置決定をした裁判官とは異なる裁判官（合議体）が判断することになりますが、観護措置をとってはじめて判明する事情等について考慮するには限界があり、また、その間、担当裁判官の手元から記録が離れてしまうというデメリットがあります。

実務上有用なのは、観護措置の取消（法17条8項）で、申立権はないため職権発動を促すにとどまりますが、観護措置決定が適法であることを前提に、その後の事情変更や調査の結果を踏まえて、担当裁判官が柔軟に判断することができるため、付添人の意見を容れて取消されることもよくあります。取消は調査官の初回面接結果を踏まえて行われることが多いので、調査官の予定に合わせて資料等を提出することになります。

## シーン6

### \* 調査官との面会の意義

非行事実を争わない場合の付添人活動は、被害弁償や要保護性解消のための活動、すなわち環境調整が中心となります。

少年の要保護性に関する調査（「社会調査」といいます）は、主として家庭裁判所調査官が行うため、調査官と問題意識を共有することにより、少年や親、被害者等へ効果的に働きかけることが可能になります。よって、早い段階で調査官と面会をし、調査スケジュールや、調査官の問題意識を把握・確認するよう努めます。学校照会等を避けてほしい事情がある場合には、その旨調査官に説明しておきます。

その後も、調査官には適宜付添人の活動状況を報告し、他方調査官からも少年・保護者との面接状況についての情報をもらうなど情報交換を密にし、調査官が処遇意見を固める

前に、少年が再度罪を犯さずに済む環境が整っているという心証を抱かせるよう活動します。

#### **\* 観護措置の期間と審判期日**

観護措置の期間は、原則最大4週間であり、特別更新が認められる事件であっても最大8週間となっています（法17条3項、4項）。調査・鑑別には3週間程度は必要とされていますので、審判期日は通常、観護措置決定から3週間経過後観護措置満了までの間に指定されます。よって、付添人としては、その間に、記録を閲覧し、調査官、必要に応じて裁判官と面会し、少年と面接するなど、上記環境調整等を行い、審判に向けた準備をすることになります。

少年事件の記録は法律記録と社会記録の2種類があります。法律記録は捜査機関から送致されてきた調書等、非行事実認定のための証拠記録で、社会記録は身上関係資料、鑑別所の鑑別結果通知書、調査官の調査票等から構成されます。

法律記録は、裁判官が謄写させないと判断した部分（共犯者の身上経歴等）を除き原則謄写が認められますが、社会記録の謄写は認められません。

事実関係を把握するためにも、家裁送致後早期に、法律記録を閲覧謄写することになります（前歴がない少年の社会記録には、家裁送致直後では特段の情報はありません）。東京家裁本庁の場合、閲覧謄写申請は、9階少年訟廷記録係（受付時間午前9時から午後5時）にて行いますが、謄写は申請後7階の司法協会に行く必要があります（午後4時半ころ業務終了）。

### **シーン7**

#### **\* 依頼人が親である場合の難しさ**

子どもの事件特有の難しさとして、依頼人である親との関係の問題があります。

特に少年事件の場合、親に問題がある場合も多いので、依頼人である親に対し、今までの少年に対する姿勢や考えを改めるよう苦言を呈さなくてはならなくなることもしばしばあります。

親子関係の調整も環境改善のための重要な活動ですから、親の迷いや悩みをも酌み取りつつも、少年の更生のためというスタンスで、親と率直に意見交換をし、場合によっては少年の心情を代弁して、親を説得することも必要になります。

#### **\* 環境調整の重要性**

少年事件では、少年の今後の立ち直りに向けた援助活動、すなわち環境調整が特に重要です。

少年を取り巻く環境に問題があるままでは、少年がいくら真摯に反省して社会に戻って

も、再度非行を犯してしまう危険性がないとはいえません。

学校に理解を求め学校における受入体制を整備したり、親からの虐待があるなど家庭に戻せない事情が発覚すれば自立援助ホーム（注）を探すなど、環境調整の内容は事案に応じて千差万別です。

このように環境調整は、まさに少年事件における付添人の腕の見せ所といえます。

（注）自立援助ホームとは

養護施設や児童自立支援施設などを退所し就職する子どもの社会的自立（生活、就労）を援助する施設。全国に36施設ある。子ども自身が月々3万円程度の生活費の負担し、共同生活をする。家庭裁判所の補導委託先になっている施設もある。

## シーン8

### \* 審判期日に向けた活動

少年事件では、審判期日前に意見書を作成し、提出します。

意見書は、当然、鑑別結果や調査官意見を踏まえて作成すべきなので、事前に社会記録を閲覧し（謄写・デジカメ撮影は不可、パソコンを持ち込んでの閲覧は最近許可されました）、その内容を把握する必要がありますが、鑑別結果通知書が家裁に提出されるのが審判期日の3日ほど前、調査官の調査報告書は審判期日の3日ほど前遅いときは前日午後に提出されているのが実情です。

調査報告書作成が遅れ、これを閲覧できずに最終意見書を作成せざるを得ない場合にも口頭で調査官に意見の概要を聞き、意見書に反映させます。

付添人の意見が調査官意見と異なる場合には、書記官を通じて裁判官と面接したい旨申し出、裁判官に要保護性がないことを具体的に説明します。特に試験観察の意見を述べる場合には、試験観察中の付添人の関わり方を裁判所に提示しておきます。

## シーン9

### \* 処分の種類

審判期日になされる可能性のある処分としては、中間処分としての試験観察決定、終局処分としての不処分決定、保護処分決定、知事又は児童相談所長送致決定、検察官送致決定があります。

保護処分決定には、保護観察（法24条1項1号）、児童自立支援施設又は児童養護施設送致（同項2号）、少年院送致（同項3号）があります。保護処分決定のうち8割以上を保護観察処分が占めています。

### **\* 在宅試験観察とは**

試験観察決定（法25条）とは、保護処分を決定するまえに、一定期間終局処分を留保し、その間、調査官が少年を観察し、その経過を見る中間的措置とされています。

試験観察には、調査官による観察のみなもの（法25条1項）、これに併せて遵守事項を定め、その履行を命じるもの（同条2項1号）、条件を付けて保護者に引き渡す在宅試験観察（同項2号）、少年の補導を施設や団体・個人に委託する補導委託（同項3号）があります。そのなかでもっとも多いのが、在宅試験観察となっています。

期間は3ヶ月から6ヶ月程度であることが多いようです。

### **\* 保護観察の内容**

保護観察処分は、少年を家庭においたまま、保護観察所の指導監督の下、少年の更生を図るものです。

保護観察処分に付されると、通常、少年は月に1～2回程度保護司宅を訪れて近況を報告し、保護司から指導・助言を受けます。

一般保護観察の期間は原則として少年が20歳に達するまでとされていますが、1年を経過して3ヶ月以上経過が良好であれば解除が検討されているとのことです。

なお、非行性の進度がそれほど深くなく、保護環境が著しく不良でない等、一定の要件を満たす場合に認められる一般短期保護観察の期間は、概ね6ヶ月以上7月以内とされ、保護観察開始後5ヶ月を経過すると解除が検討されます。

保護観察決定がなされると、審判後、少年は保護者とともに保護観察所に赴き、保護観察について説明を受け、遵守事項を決めることになります。

**End//**